

戦前の米穀金融について

1. はしがき

米はわが国民にとって不可欠な主食であり、農家の85%は米作を主とするといわれる。しかし米の経済的重要性はそれにとどまらない。米価は物価体系の中核を占め、米の作柄如何は国民経済の動向に重大な影響を与える。特に米の生産、集荷および配給等に関連する資金の量は、相当な金額にのぼり、あるいは直接に、あるいは財政を通じて、金融市場に季節性を加える最大の要因をなしている。さらにまた米作の豊凶は、今日では外国食糧の輸入量を左右し、したがつて国際収支の消長に密接なかかわりを有することも明らかである。

かような意味において、米穀に関する政策は単に食糧政策そのものとして重要な意味をもつばかりでなく、通貨金融の方面からみても重大な関心事でなければならない。のみならず近来主食の需給関係が、ようやく均衡を回復するにおよび、食糧管理方式再検討の機運も底流している。かかる米穀政策の転換が行われるとすれば、通貨金融ないし財政面に多大の影響をもたらすであろうことは、想像に難くあるまい。

以上のような諸点を念頭において、本稿では全面的な国家管理実施前の昭和7~11年頃を中心に、米の生産および集配に関する金融が、如何なる形で行われ、また如何なる問題を包蔵していたかについて、若干の検討を加えてみたい。

2. 生産金融の形態と特徴

(1) 生産金融の意義

ここで生産金融とは、農業生産資材の購入に要する資金、いわゆる営農資金の融通に関連する問題である。

生産資材の主なるものとしては、肥料をはじめ飼料、農具、蚕種、種苗等があげられるが、なかでも肥料購入費は農家最大の支出項目となつてゐる。すなわち肥料のための支出は農家現金支出の約36%、農業資材費の60~70%を占めた(昭和

9年度農林省調)。かくて多肥農業と特徴づけられる日本農業において、肥料資金の調達が決定的な意味をもつことが明瞭である。本章が肥料資金をもつて営農資金を代表せしめ、戦前の生産金融の形態をさぐろうとする理由はここにある。

(2) 肥料の販売機構

戦前における肥料の販売機構は、産業組合を中心とする農業団体と肥料商との二つの系統に大別される。この状態は昭和19年の農業会系統による一元的な配給組織が生まれるまで続いた。この間昭和初年においては商人系統の販売高が約70%を占め、圧倒的な比重を示したが、昭和5年以降農業団体の割合が増大し、昭和10年には両者相半ばする勢となつた。

これは昭和5年8月以降、政府が購買組合による全国的な肥料配給網の確立を助成する一方、しばしば産業組合中央金庫を通じて預金部資金の低利融通を行うなど、肥料配給改善のための措置を講じた結果にほかならない。更に昭和13年以降配給統制が実施されてからは、商人系統の勢力は減退を余儀なくされた。

(3) 肥料資金融通の諸形態

以上のことからも窺えるように、戦前においては肥料商と産業組合とが二つの主要な信用供与のパイプであつた。すなわち昭和8年度(一部は同暦年)の肥料購入ないし決済資金の融資状況をみると、肥料商と産業組合とが断然たる優位を示しているのがわかる(第1表参照)。この両者を合わせると146百万円、昭和8年中の全国肥料消費額222百万円の実に65%に相当する。いいかえれば、肥料資金融通額の大部分が、この二つの系路、特に肥料商によつて賄われたといつて差支えない。以下その主なるものについてみよう。

1、肥料商による金融

肥料商と農家との取引は「主要販売肥料に関する調査」(大正15年農林省調査)から推定するに多くは延払であり、その金利は日歩3~4銭(最高6銭)を普通とし、決済は通常6ないし7カ月

後に行われたものと想像される。また借入金の決済には、現金を以てするほか、しばしば収穫物が充当されたようである。なお米穀商からの前借もかなり行われたが、肥料商が米商を兼ねる場合が少くなかつたから、融資条件はほぼ同一であつたとみられよう。谷口吉彦氏の研究によれば、末端集荷人の集荷米代金の約23%は、現金ないし肥料による前払いであつたとされている。

四、産業組合による金融

産業組合による融資には、信用組合による貨幣形態のものと購買組合による現物形態のものがある。貸付金利は日歩2銭2厘から2銭7厘以内のものが通常で、購買組合の掛利率の方がやや高位であつたが、商人の融通利率に比べれば低利であつたことはいうまでもない。また預金部資金の導入や組合系統資金の増強によつて、年々融通利率は低下した。

八、特別銀行による金融

日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行は、土地生産力の改良発達のために必要な長期資金を農業生産者あるいは農業団体に貸付けたが、同時に肥料資金の如き短期資金の供与にもあづかつた。しかしその融資の大部分は預金部資金を源泉とするもので、融資総額において前二者に比較して著しく遜色があつた。

以上のほか、地主、米穀商、個人金融業者、頼母子等による金融が行われたことは否定できないものの、その実態を明らかにすることは容易でない。しかし単作地帯の慣行ともいるべき青田売の例や農家負債調査の結果から推して、正規の金融機関以外のものの金融機能がかなり大であつたことはほぼ誤りないところと思われる。かかる場合農民が高率の割引料を強制され、肥料の選択、価格の決定、あるいは生産物の販売等について種々の拘束を被らざるを得なかつたことも見やすい道理であろう。

ここで特に見おとすことのできないのは、肥料金融における政府資金の役割である。政府は農家に低廉な肥料の供給を図るため、昭和7年以降しばしば預金部資金を活用し、昭和11年までに産業組合中央金庫および特別銀行を通じて放出した金額は累計90百万円にのぼつた。前に述べた産業組

合中央金庫の肥料資金貸付の約20%、特別銀行のそれの約80%が、この預金部資金の低利融通によるものと推算される。この資金は1年以内を償還期限とし、経由機関の利率は4.1%以内（末端産業組合は4.7%以内）という低利であつた。

また政府は、これとは別に災害復旧資金として肥料資金を供給し、その額は昭和7～10年の間に15百万円を数えた。その利率は上記の資金より若干低く、経由機関3.9%（末端産業組合は4.5%以内）、償還期限も5カ年以内と若干長期にわたつた。かくて昭和7～11年中に、政府が肥料資金として民間に放出した低利資金は累計105百万円に及んだのである。

（第1表）昭和8年度の肥料資金融資状況（単位：千円）

	融資額	融資利率
産業組合	51,383	
資金前貸	27,651	日歩2銭2厘～2銭7厘
現物前貸	23,732	（但し自己資金による場合）
特別銀行	5,481	
政府資金	3,993	1銭2厘以内
自己資金	1,488	2銭2厘中心
肥料商	95,520	3～4銭中心

（注）1. 産業組合、特別銀行の融資額は産業組合中央会「肥料金融等に関する調査」による。但し産業組合の現物前貸は販売額に掛割合（59%）を乗じて算出。なお昭和8年度の産業組合中央金庫に対する預金部資金の割当額は16,730千円であつた。

2. 肥料商は、8年中の販売額に掛割合（60%と推定）を乗じて計算（資料：肥料要覧）

（4）戦前の米穀生産金融の特徴とその変遷

かくて、戦前の米穀生産金融の第一の特徴は、肥料商、米穀商その他による非近代的な融資形態が支配的であつた点に求められる。その原因を一口にいえば、わが国農業のもつ根深い後進性に帰し得るであろう。特に極めて高率な現物小作料の存在によつて、商品化が著しい制約を被り、そのため担保力が乏しかつた事情を逸してはならない。

にも拘らず、漸次産業組合系統の金融のウェイトが高まり、近代的金融に徐々に移行したことは、農家負債状況の推移や（第2表参照）、産業組合中央金庫の貸付残高中肥料資金の占める割合が年々上昇している事実（昭和7年度末10.0%から10年度末24.4%）に従つても、容易に想像できる。

このような推移は、もちろん産業組合体制の強化拡充に照應するものといえるが、同時に政府の

配給および資金の両面にわたる強力な助成措置が重要な契機であつたことも見逃せず、これが第二の特徴である。その後肥料配給統制の実施と全面的な米穀国家管理に伴う産業組合への集荷一元化とによって、産業組合金融の役割は急速に高まつた。ただし戦争経済の深刻化につれ、肥料をはじめ農業資材が極度の不足を告げたため、生産金融の問題は後退して反つて余裕金による国債消化が系統金融の中心課題となつた観を呈した。戦後にいたつて、主要食糧の生産確保の必要と系統金融機関の余裕金涸渇から農業手形制度の創設をみ、系統機関を中心とする食糧生産金融は新たな段階に入った。

農家負債の推移

(第2表)

(金額単位億円)

	明治45年末	昭和4年末	昭和10年8月末
銀 行	209(28%)	1,299(29%)	約 1,100(27%)
産業組合	22(3)	697(15)	約 700(17 ,)
その 他	515(69)	2,589(56)	約 2,300(56)
計	746(100)	4,585(100)	4,091(100)

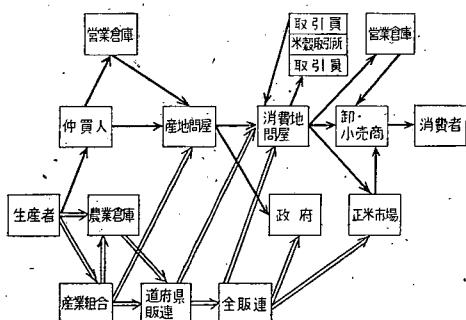
- (注) 1. 明治45年、昭和4年はそれぞれ大蔵省および農林省の農家経済調査による。
 2. 昭和10年は農林省調の中小農山漁家の負債調査による。
 3. 銀行には特銀、普通銀、府銀、保険、無尽会社をふくむ。
 産業組合には報徳社をふくむ。
 その他は親母子譲、貸金業者、質屋。
 4. 調査方法の不統一により、厳密な比較は困難。

3. 民間の流通機構と金融事情

(1) 流通機構

民間における米の流通機構は、生産資材と同様に商人系統と産業組合系統とに二分されていた。

(第3表) 戦前の米穀流通機構



(注) —→ は商人系統。—→ は産業組合系統。

またこれを機能的な観点より大別すれば、集荷、

配給及び市場の三組織となつていた。集荷組織は、産地仲買人または産業組合と、産地問屋(移出商)または道府県販連及び全販連とで構成された。他方配給組織は、消費地問屋(廻米商)と卸・小売商(白米商)で構成され、産業組合系統の占める比重はとるに足りない状態であつた。また市場組織は、円滑な流通の確保と価格の適正化を図るためにもので、清算取引(期米取引)を行う米穀取引所と、現物取引(正米取引)に限る正米市場とに二分された。なお米穀倉庫(農業倉庫と営業倉庫)も、流通機構の補助機関として欠くことが出来ない。その業務は米の貯蔵保管に止まらず、販売及び輸送の委託を受けまたは仲立を行い、更に倉庫証券の発行によって流通金融の補助機能も果した。

(2) 流通資金の決済とその金融方法

流通組織間の取引及び決済方法は、生産者と末端集荷組織との間が現金65%、現物を主とする前払い23%、後払い12%(全国平均、谷口吉彦氏調査)により、集荷組織内は5日以内の現金取引を例とした。集荷組織と配給組織との間は、消費地問屋(廻米商)の指定する着駅貨車乗価格で契約され、決済は荷為替81%、送金決済では産地問屋発送時払3%、消費地問屋到着時払11%、後日払5%(商工省調査)と推定されている。また配給組織内の決済は、集荷面と同じく、契約後5日以内の現金決済であり、末端配給組織と消費者との間はそのほぼ半ばが掛売であつた。

戦前の流通金融は、かかる取引状況を背景として、通常次のような方法で行われた。

イ、集荷資金 — 金融機関は、当初は信用あるいは担保貸(主として有価証券)で融通し、買付米が入庫すれば、その後は倉庫業者の発行する倉庫証券を担保として貸付けた。融通の形式としては、貸付のほか当座貸越し及び手形割引の方法もとられた。また遠隔地(消費地)への出荷資金については、産地問屋が輸送業者の発行する船荷証券あるいは貨物引換証を担保とした為替手形(荷為替)を取り組み、金融機関はこれを割引き、為替金を消費地問屋から回収する方法が行われた。

ロ、配給資金 — 消費地問屋(廻米商)は廻着米を倉庫に入庫し、倉庫業者より倉庫証券の発行を受

ける。金融機関はこれを担保として消費地問屋に融通した。なお、配給組織就中廻米商においては集荷組織と異り概して在庫期間が長く、従つて融通資金残高も、その季節性も、集荷組織に比し大であつた。

ハ、本行の金融方法—以上のように市中金融機関の金融方法は商品担保によつており、本行も創業当時（明治15年）から荷為替手形の再割引により、取引銀行に対しその必要資金融通の途を開いていた。さらに明治36年以降は倉荷証券を保証品とした再割引貸付も行いうることとなつた。しかし実際には、荷為替手形の再割引で充足し、倉荷証券担保手形の再割引は殆んどみられなかつた。

(3) 流通資金量

イ、米の流通量—戦前の米の流通量は昭和7～11年平均で大略内地米生産量60百万石の55%（商品化率）に當る33百万石と移輸入米12百万石（うち移入量11百万石）計45百万石で、うち民間自由流通量40百万石、政府買上量5百万石（うち内地米4百万石）と推算される。

つぎに流通の季節性は第4表の通りで、戦後の10～12月期集中に比較して季節性は比較的だらかであつた。これは大量の米を保有した地主が、もつとも有利な価格で販売するため平均売をしたためである。

また組合系統の集荷比率は、農家販売量に対し

米の月別流通比率

(第4表)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
戦前	内地米	13	8	7	6	6	5	5	6	6	7	12	19	100
	移輸入米	9	8	8	7	6	7	10	8	7	6	10	14	100
戦後	内地米	1	1	1	1	—	—	—	1	7	31	33	24	100
	輸入米	2	3	12	13	14	14	14	7	8	5	5	3	100

(注) 戦前は米穀要覧による。戦後は昭和29年9月～30年8月の実績による。

単組段階が約24%、全販連では約11%と戦後（単協、全販連とも95%）に比し著るしく小さかつた。

ロ、流通資金量—以上の流通量を前提として戦前の米の流通資金所要額を試算すると、第5表の如く年末残高で総額約6億円と推定され、当時における全金融機関の年末貸出残高の約5%に相当していたこととなる。また前述の流通比率からして、組合系統の集荷及び在庫保有に要する資金の量は12月末残高で4百万円、集配総残高の約13%と試算される。

そしてかかる戦前の流通資金の動向を現状と比較した場合、本質的に異なる特色は、(イ)流通資金の季節的波動が、戦後に比し平準化されていたこと、(ロ)また流通資金が、民間分はもとより政府の需給調節資金についても、後述するように、その殆んどが市中の金融市場で調達されていたため市中金融は現状とは逆に出来秋に引締つたこと、この2点があつたと考えられる。

4. 政府の流通調節と米穀需給調節特別会計

(1) 米穀需給調節特別会計の推移

大正10年の米穀法及び米穀需給調節特別会計法の制定以降、政府は民間の自由流通市場に介入して米の売買を行つた。この需給調節は、季節、豊凶及び思惑などによつて生ずる米価の大幅な騰落（因みに大正7～9年間の変動の幅は上下約5割）を調節し、消費者ないし生産者を保護することを目的とするものであつた。しかし移入米の増大に伴つて、その実質的な役割は低落傾向にあつた。

(第5表) 米の流通所要資金残高試算 (単位千円)

	集荷面		配給面	合計
	小計	(内) 民間分		
3月末	231,700	109,200	326,700	558,400
6月末	217,700	102,200	247,050	464,750
9月末	189,000	105,000	113,400	302,400
12月末	309,400	169,400	276,750	586,150

(注) (1) 9月末在庫は集荷面8百万石（うち民間分5百万石）配給面4.2百万石。

(2) 石当たり単価は生産地21円、配給地27円。

(3) 前後払い分及び自己資金分を含む。

米価の支持に向けられた。この結果政府の過剰米買入量は増大し、一方売却は米価支持上控えざるをえなかつたので、在庫量は累増した。そして米穀需給調節特別会計は出発の大正10年度に利益を計上したのみで以降毎年度損失を累増した。この在庫及び赤字の両面からその借入金限度は拡大された（第6表参照）。

しかし同会計は、戦後昭和22年改正以降の食糧管理特別会計と異り、交付証券（米穀証券、昭和17年以降22年までは食糧証券、以下同じ）によつてその買入代金が支弁された。そしてこの米穀証券は毎年4月初に償還されたが、生産者または販売業者がそれまでに資金を必要とする場合は、金融機関が割引、本行はその再割引に応じた。しかし大正11年度以降の同会計の在庫増大と損失の累増とに伴つて昭和6年3月に同会計法の改正がなされ、同会計は借替のためにも米穀証券を発行することとなつた。しかもその利率は借替証券の方が交付証券より低利で発行された（昭和6年度初に全額預金部引受で発行された第1回借替証券の割引歩合は日歩8厘であり、同年度中に発行をみた交付証券の本行割引歩合は日歩1錢7厘ないし1錢9厘であつた）。また本行が、昭和8年2月初発行の第11回借替証券を引受けて以降、従来は預金部がその全額を賄つていた借替証券の引受に本行が参加するに至つた。

（2）特別会計が財政に及ぼした影響

大正10年度以降昭和7年までは同会計の預金部借入が増大し、預金部の資金運用に支障を与えたが、これは昭和8年2月以降本行が借替証券の引受に参加することにより漸次軽減された。

昭和8年度からは生産者保護のため、交付米穀証券の利子を国庫負担し、本行割引料（本行の国債担保貸付利子と同一率）に相当する金額を政府買上価格に加算することとなり、これが国庫負担の増嵩を招く一因となつた。

しかし同会計が財政に及ぼした最大の影響は、米の高値買入れ、安値放出により、年々累加される繰越損失金の財政的整理であつた。これは大正11年度以降終始懸案となつてゐたが、遂に昭和20年度まで解決されず、同年度末の損失累計額は4,463百万円に達した。そして発足後25年を経た戦

後昭和21年度に漸く一般会計からの赤字補填線入れが行われ、この損失額を整理し得たものである。

（3）特別会計が金融及び通貨に及ぼした影響

米穀証券は昭和5年度末までは交付米穀証券一本であり、また昭和8年1月までは借替米穀証券も全額預金部引受となつていた。また交付証券は本行の再割引を受けうることとなつてゐたが、殆んど市中で賄われた。従つて同会計が金融及び通貨に及ぼした影響は間接的且稀薄であつた。しかるに昭和8年2月以降本行が借替米穀証券の引受に参加するに至つて、特別会計の金融に対する影響は大きな変化を來した。ただ同年度末までは本行の手持米穀証券が市中に放出され、その消化も概ね円滑であつたため、一見通貨に及ぼす影響はさして表面化せずにすんだ如くであつた。しかしいつまでもそうではなかつた。まず同会計は従前の預金部からの借入金を米穀証券に乗替え、証券発行高と本行引受高は増大した。更に昭和9年度になると赤字国債の市中消化が重要な問題となり、本行引受証券の市中放出は政府の長期公債消化政策に支障を与えるものとされ、この結果本行の引受証券手持残高は一時に著増し、通貨増発の輕視しえざる要因として表面化するに至つたのである。

5. むすび

以上戦前における米穀金融の概観を通じていえることは、概ね以下のとおりである。

（1）まず生産金融においては、組合系統組織の充実や政府の助成によつて漸次改善を辿つたが、高利債務への依存度が相当に高く、農業金融の重要性に鑑み問題の点が少くなかった。かかる推移を顧みると、戦後の農業手形制度は種々の問題を残しつつも、営農資金を正規金融の軌道にのせたという意味で、農業金融に一時期を画するものといえよう。

（2）次に集荷流通は主として商人系統で行われたため、所要資金は市中金融機関で調達されるのが普通であつた。したがつて米の出廻り期には資金需給を圧迫する要因として作用したわけである。現行方式が出来秋に本行の対政府信用を膨脹せしめ、金融緩慢の誘因をなしているのとは、対照的である。もつとも戦前出来秋の金融情勢は前述の

如く流通資金の季節波動が戦後に比し平準化していたこと、集荷資金面の圧迫はあつたが、生産資金の還流や預金の歩留りもあつたことによつて、全体としての逼迫の程度は比較的軽微であり、本行の追加信用をさして必要としなかつたことは見逃せないところである。

(3) また交付米穀証券に対する金融は、ほとんど市中段階で賄われ、そのため本行信用の増加を招くことは稀であつた。この点本行が食糧証券の全額引受を行つてきた戦後とは、著しく趣を異にし

ている。ただ米穀需給調節特別会計の在庫増加と赤字の累積、並びに預金部の資金負担軽減のため昭和8年2月以降本行が借替証券を引受けることになつてからは、その金融的作用は、戦後のそれと極めて相似したものとなつたのである。

食糧管理特別会計の財政金融に及ぼす影響が問題となり、一方食糧管理方式の再検討も論議されようとする折柄、これらの諸点は歴史の教訓として銘記されるべきであろう。

米穀需給調節特別会計借入金限度と累年損失額及び米穀証券発行残高の推移

(第6表)

(単位 千円)

	借入金 最高限度	損(△)益 累計	米穀証券発行残高				預金部よりの 借入金残高
			計	(内)交付分	本行所有高	(内)交付分	
大正10年度	200,000	1,224	20,202	左	—	—	340
11	"	△ 7,058	15,592	—	—	—	0
12	"	△ 14,855	12,012	—	4,543	—	0
13	"	△ 16,316	38,360	に	3,393	—	22,000
14	"	△ 22,681	16,044	—	355	に	51,800
昭和 1	"	△ 33,760	6,092	同	80	—	73,495
2	"	△ 49,729	56,683	同	238	—	85,658
3	"	△ 75,059	14,625	—	0	—	136,391
4	270,000	△ 104,005	43,591	じ	0	同	152,046
5	"	△ 147,912	48,508	じ	0	—	187,638
6	350,000	△ 166,755	75,726	18,509	8,058	—	187,638
7	480,000	△ 209,291	220,364	88,364	348	—	105,638
8	700,000	△ 236,603	543,645	258,645	88,104	じ	11,100
9	1,150,000 (うち予備金 300,000)	△ 233,510	522,390	59,390	256,003	3	0
10	"	△ 267,411	453,601	34,101	210,486	3,926	0
11	"	△ 275,573	444,159	62,159	142,252	6,252	0
12	"	△ 289,848	451,094	63,094	17,589	589	0
13	"	△ 307,787	485,237	131,237	139,539	539	0
14	"	△ 303,503	588,108	303,908	97,990	43,790	0
15	"	△ 321,886	978,456	978,456	337,719	337,719	0
16	2,100,000	△ 447,098	1,060,173	608,173	396,829	244,829	0
17	"	△ 621,625	1,408,256	613,256	826,753	316,753	0
18	"	△ 812,863	1,865,211	655,211	1,618,561	408,561	0
19	2,800,000	△ 1,252,321	1,750,000	0	0	0	220,000
20	5,200,000	△ 4,468,150	3,020,000	0	0	0	0

(注) (1) 米穀証券発行残高は各年度末現在。

(2) 昭和7年度以降は食糧管理特別会計及び食糧証券。

(3) 一部の部分は原資料焼失のため不明。

(4) 昭和19、20両年度末の交付証券残高がともに0となつているのは年度末以前(両年度とも3月20日)に全額償還されたことによる。

(5) 買入代金の証券交付制度は昭和22年2月初に改正され、それ以後現金払いとなつた。